

いただいたご意見等への対応状況等

審議会委員ご意見 14項目

平成28年2月15日 第48回島根県総合開発審議会 席上

島根総合発展計画の第3次実施計画（案）に係る意見への対応一覧

【審議会委員】

意見概要	考え方・対応
審1【施策Ⅰ－1－3】 S E 不足が深刻な課題であるので、県としてもS Eの海外からの自由な導入が可能な特区などの仕組みを検討していただきたい。	海外からの移住によるS Eの確保については、障壁となる規制の有無、その緩和や撤廃の要否・方法等のほか、地元市町村の受入体制などの検討課題があります。 不足するS Eを海外から確保するには、S Eが自国に居住したままでインターネットを介して業務提携等を行う方法もあり、今後、地元I T業界の意向や展望を踏まえ、県として可能な支援・対応があれば取り組んでいきます。
審2【施策Ⅰ－3－1】 観光を産業化するためには、プロモーションを行い、付加価値を作り出し、実際に商売に結び付けることができるよう、地域商社的な取り組みが必要であるので、松江市の取り組みがうまくいけば、一緒になって県全体の展開を検討してもらいたい。	観光振興のためには、ご指摘のように観光協会などが民間の手法を取り入れ、観光商品の造成や魅力的な観光地づくりに官民一体となって取り組むことが重要です。 施策Ⅰ－3－1「地域資源を活用した観光地づくりの推進」では、持続的な観光誘客を推進する観点から、「取り組みの方向」において、日本版DMOの設置を推進することを盛り込み、国内外に向けたプロモーションを強化することとしており、各地域の観光協会の取り組みと連携して進めていきます。 今後、松江市の取り組みの成果を参考とさせていただきながら、県として必要な取り組みを検討していきたいと考えます。

意見概要	考え方・対応
審 3 【施策Ⅰ－１－２】 創業者などがビジネスチャンスを拡大しようとすると、公共・民間や分野などの垣根を越えた現場レベルでの情報交流の場が大事であるので、情報交流のネットワークづくりを県でバックアップしてもらいたい。	起業家を増やすだけでなく、ビジネスチャンスを的確に捉えた競争力のあるビジネスを創出することは地域経済の維持・拡大に重要です。 そのためには、各地域において、市町村・商工団体・金融機関・NPO法人等と連携し、起業・創業支援体制の強化に取り組み、情報の交流や取引・協業などのマッチング等につながるよう活発化していきます。 また、しまね産業振興財団のマッチング機能の活用や、起業家を応援するNPO法人による情報交流の場づくりを促すことにより、ネットワーク構築をバックアップしていきます。 ・施策Ⅰ－１－２ 新産業・新事業の創出 取組みの方向 4 項目め 「起業意欲の喚起や、市町村・商工団体・金融機関・NPO法人等との連携強化による起業・創業支援体制の充実を図ります。」
審 4 【施策Ⅰ－３－１】 施策Ⅰ－３－１「地域資源を活用した観光地づくりの推進」において、三瓶山も重要な地域観光資源だと思うので「三瓶山」も記載してほしい。	施策Ⅰ－３－１「地域資源を活用した観光地づくりの推進」において、石見の地域資源として石見銀山、石見神楽、津和野や温泉を記載していますが、これらは世界遺産や日本遺産、または石見地域全域にある観光資源という観点から例示したものです。 ご指摘のありました三瓶山も石見地域の重要な観光資源であると認識しており、三瓶山を活用した観光商品づくりを進めていきます。

意見概要	考え方・対応				
審 5 【政策Ⅰ－２】 【施策Ⅰ－２－１】 【施策Ⅰ－２－２】 【施策Ⅰ－２－３】 【施策Ⅱ－５－５】 政策Ⅰ－２「自然が育む資源を活かした産業の振興」の「現状と課題」の３項目めのＴＰＰ対策について、「積極的に取り組みます」という方向づけがほしい。	ＴＰＰ対策は農林水産業の幅広い分野にわたるため、政策Ⅰ－２「自然が育む資源を活かした産業の振興」の「現状と課題」に、県内の農林水産業が国内外の産地間競争に対応できるよう、県が対策を講じるべきことを記載した上で、そのための各分野にわたる取組みを、「政策Ⅰ－２」「施策Ⅰ－２－１」「施策Ⅰ－２－２」「施策Ⅰ－２－３」「施策Ⅱ－５－５」の「取組みの方向」に幅広く記載し、島根の農林水産業の競争力強化に向けた取組みを積極的に推進していくこととしています。 政策Ⅰ－２：ご指摘を踏まえ、上記の点をより明らかにするため、「取組みの方向」の８項目めに追記しました。 <table border="1"> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> <tr> <td>(記載なし)</td><td>○これらの取組みにより、ＴＰＰ関連対策等国の施策の方向等も踏まえ、中山間地域等が多い島根の特性に応じた農林水産業の競争力強化を積極的に推進します。</td></tr> </table> ・政策Ⅰ－２ 自然が育む資源を活かした産業の振興 現状と課題 ３項目め 「環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）が大筋合意に至ったことから、政府では「ＴＰＰ関連政策大綱」を決定し、ＴＰＰ関連施策が示されました。県としても、国の施策も踏まえながら、県内の農林水産業が国内外の産地間競争に対応できるよう、島根の特性に応じた対策を戦略的に講じていく必要があります。」 ・「取組みの方向」に農林水産業のＴＰＰ対策を含む政策・施策 政策Ⅰ－２ 自然が育む資源を活かした産業の振興 施策Ⅰ－２－１ 売れる農林水産品・加工品づくり 施策Ⅰ－２－２ 県産品の販路開拓・拡大の支援 施策Ⅰ－２－３ 農林水産業の担い手の育成・確保 施策Ⅱ－５－５ 農山漁村の多面的機能の維持・発揮	変更前	変更後	(記載なし)	○これらの取組みにより、ＴＰＰ関連対策等国の施策の方向等も踏まえ、中山間地域等が多い島根の特性に応じた農林水産業の競争力強化を積極的に推進します。
変更前	変更後				
(記載なし)	○これらの取組みにより、ＴＰＰ関連対策等国の施策の方向等も踏まえ、中山間地域等が多い島根の特性に応じた農林水産業の競争力強化を積極的に推進します。				

意見概要	考え方・対応
審6【施策1－2－3】 島根県でも農業の担い手として女性の役割にも注目して、農業女子ネットワークづくりを進めてもらいたい。	ご指摘のありました女性農業者のネットワークづくりは、魅力ある農業・農村を作っていく上で重要であると認識しています。 施策1－2－3「農林水産業の担い手の育成・確保」の中で、島根県農業の担い手育成の一環として取り組むこととしています。 具体的には、今年度から女性農業者の経営力向上と地域活動への参画を促進することを目的にワーク・ライフ・バランスや家族経営協定、6次産業化、ITを活用した販売やPR方法等について、女性ならではのアプローチの方法を学ぶ「農業女子研修コース」を開設しています。 また、この研修コースの中では、既存の女性農業者組織である「島根女性農業経営者ネットワーク」のメンバーとの交流・意見交換も実施し、こうしたネットワークへの参加のきっかけづくりも支援しています。 コース修了後のアンケートでは、「同じような女性農業者の仲間ができた」、「受講をきっかけに認定新規就農者になろうと決意した」、「学んだことを生産販売につなげたい」といった回答があり、参加者の様々な「気づき」の場になったと考えています。 今後も、島根県農業の担い手育成の一環として、女性農業者の仲間づくりや自らの営農・生活のライフプランづくりを支援していきます。 ・施策1－2－3 農林水産業の担い手の育成・確保 取組みの方向 1項目め 「県外での就業相談会の開催によるUIターン者の確保や、関係機関が連携した就業相談から就業前研修、就業、就業後のフォローといった各ステージへのきめ細かな支援を展開し、新規就業・定着を図ります。」

意見概要	考え方・対応				
審7【施策Ⅱ－3－1】 診療所がなくなる地域については、県管理診療所としてサテライト的に存続させて、必要な時に病院から医師を回してもらうということも将来的に考えてもらいたい。	過疎地域・離島等における無医地区の医療提供体制の確保については、市町村が主体となって公立診療所の設置等の対策を講じているところです。 そうした地域の診療所医師の確保については、市町村でも大変に苦勞されていることは承知しておりますが、市町村が直接雇用（浜田市、隠岐の島町等）したり、郡市医師会（奥出雲町等）や地域の病院と連携して、週1回の診療を存続させるなどの対応をとっています。 今後も過疎地域の民間診療所の廃業は想定されることから、県としても市町村と連携してその対応について検討していきます。				
審8【施策Ⅱ－3－1】 これからは在宅医療、地域医療が重要。福祉の現場では、医療が必要な方がたくさんいるが、医者がいない。大きな病院に医師を抱えるのではなく、視点を変えて、連携して取り組むことが必要ではないか。					
審9【施策Ⅱ－3－1】 医療機関の連携のみではなく、多職種連携、チーム医療の推進の観点から、施策Ⅱ－3－1「医療機能の確保」の「取組みの方向」の2項目めの「医療施設間の機能の分担・連携」に「多職種の連携」もしくは「チーム医療」による取組みの方向性を示してほしい。	政策Ⅱ－3－1：ご指摘を踏まえ、「取組みの方向」の2項目めに文言を追加しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>○医師をはじめとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。</td><td>○医師をはじめとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化するとともに多職種間での連携を推進し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。</td></tr></table>	変更前	変更後	○医師をはじめとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。	○医師をはじめとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化するとともに多職種間での連携を推進し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。
変更前	変更後				
○医師をはじめとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。	○医師をはじめとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化するとともに多職種間での連携を推進し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。				

意見概要	考え方・対応
審10【施策Ⅱ－4－2】 「不妊」「不育」に対する取組みが必要ではないか。	県としては、不妊に悩む夫婦も増えており、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望を叶えるような支援が必要であると考えています。 ご指摘いただいた点につきましては、施策Ⅱ－4－2「妊娠・出産支援の充実」の「取組みの方向」の6項目めに記載しているとおり、不妊専門相談センターにおける不妊相談の充実、従来からの不妊治療助成額の増額や男性の不妊治療の助成を拡大するなど、支援を充実させることとしています。 また、不育症に対する支援も不妊専門相談センターにおける相談の中で対応していくこととしています。 ・施策Ⅱ－4－2 妊娠・出産支援の充実 取組みの方向 6項目め 「不妊専門相談センターにおける不妊相談の充実、従来からの不妊治療助成額の増額や男性の不妊治療の助成を拡大するなど、不妊に悩む夫婦への支援を充実させます。」
審11【施策Ⅱ－5－2】 誰もが、住み慣れた地域で安心して支え合いながら生き続けられるということが大事である。 そのためには、小さな拠点には、多様な機能が必要。子育てもでき、学生の教室もあり、元気高齢者や障がい者の居場所、診療所もある、そういう地域と共生できるような拠点であれば良い。きめ細かな取組みが必要ではないか。	「小さな拠点づくり」については、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの維持・強化、地域住民の移動手段を確保するための生活交通の再構築、地域経済の好循環の形成を図る産業振興という三本柱の取組みを推進していきます。 「小さな拠点づくり」を進めるには、まず、それぞれの地域で住民の方々同士が、地域の課題や将来の展望についてよく話し合ってもらい、理解を深めていただく必要があります。このため、県と市町村の現場支援体制を強化することとし、専任職員が中山間地域の現場に入って、粘り強く問題提起を行っていくことができるようにします。 一方、話し合いの場に、できるだけ多くの住民の方々に参画していただき、住民の理解を得ながら、住民主導で計画づくりや実践活動が行われることが大切です。このため、人づくり、地域づくりの拠点となっている公民館の協力を得ながら、住民の方々が地域の将来について話し合う機会をできるだけ多く作り出してもらったり、地域づくりに取り組もうとする住民の輪を広げたり、リーダーの活動をサポートしたりする地域の人材を確保するといった対策を実施します。 こうした取組みにより、県民のご理解を得ながら、中山間地域に安心して暮らすことができる環境をつくりあげていきたいと考えています。 「小さな拠点づくり」は、公民館エリアごとに取組みを進めていきますが、地域の課題や将来の展望は公民館エリアごとに状況が異なるため、公民館エリアで機能・サービスを確保することが難しい場合には、近隣エリアとの連携を図るなど、より広いエリアでの取組みも検討していきます。 また、診療所の課題につきましては、市町村と連携して、どう医療機能を維持するか、どう円滑に通院できる仕組みを作るかといったことを地域の実情に応じて取り組んでいきます。

意見概要	考え方・対応								
審 12【政策Ⅲ－１】 【施策Ⅲ－１－３】 全体として、子ども・青少年に関する記述が、「育てる」「育成する」といった上からの視点で書かれている。「子どもの育ちを支える」「共に社会を創っていく」という視点で取り組みの方針を示してもらいたい。	ご指摘いただいた点については、重要なことと考えています。子どもが成長していく過程で、発達段階に応じた対応が重要であるという観点から、政策Ⅲ－１「教育の充実」の「目的」については、大人が子どもにしっかり手をかけて育てる必要がある時期もあることを考慮した表現にしています。 ・政策Ⅲ－１ 教育の充実 目的 「学校・家庭・地域の連携協力による様々な取り組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。」 施策Ⅲ－１－３「青少年の健全な育成の推進」については、大人が少し力を貸すことで子どもが自分の力で育っていく時期であることを考慮する必要があると考えています。 また、各地域では様々な青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることも多く、青少年が持てる力を十分に発揮できるように、青少年の意見や行動を青少年育成や地域活性化に活かすような環境づくりが必要と考えています。 施策Ⅲ－１－３：ご指摘を踏まえ、「現状と課題」の３項目めの表現を改め、「取り組みの方向」の２項目めと、「目的を達成するための主な事務事業」の「青少年を健やかに育む意識向上事業」の「概要」に文言を追加しました。 <table><tr><th data-bbox="744 947 1712 1014">変更前</th><th data-bbox="1712 947 2680 1014">変更後</th></tr><tr><td data-bbox="744 1014 1712 1215">「現状と課題」 ○学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。</td><td data-bbox="1712 1014 2680 1215">○学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性が<u>高まるような</u>地域活動や環境整備を進めていく必要があります。</td></tr><tr><td data-bbox="744 1215 1712 1518">「取り組みの方向」 ○地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していくため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。</td><td data-bbox="1712 1215 2680 1518">○地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していく<u>とともに、青少年の自主性や主体性が育まれるような環境づくりをしていく</u>ため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。</td></tr><tr><td data-bbox="744 1518 1712 1820">「目的を達成するための主な事務事業」 ○大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。</td><td data-bbox="1712 1518 2680 1820">○大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善、<u>青少年の主体的な活動への支援</u>など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。</td></tr></table>	変更前	変更後	「現状と課題」 ○学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。	○学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性が <u>高まるような</u> 地域活動や環境整備を進めていく必要があります。	「取り組みの方向」 ○地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していくため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。	○地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していく <u>とともに、青少年の自主性や主体性が育まれるような環境づくりをしていく</u> ため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。	「目的を達成するための主な事務事業」 ○大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。	○大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善、 <u>青少年の主体的な活動への支援</u> など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。
変更前	変更後								
「現状と課題」 ○学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。	○学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性が <u>高まるような</u> 地域活動や環境整備を進めていく必要があります。								
「取り組みの方向」 ○地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していくため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。	○地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していく <u>とともに、青少年の自主性や主体性が育まれるような環境づくりをしていく</u> ため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。								
「目的を達成するための主な事務事業」 ○大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。	○大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善、 <u>青少年の主体的な活動への支援</u> など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。								

意見概要	考え方・対応				
審 13【施策 1】 「協働」だけではなく、県民と一緒に創り上げるという趣旨の「共創」という言葉も取り入れてもらいたい。	ご指摘いただいた点については、重要なことと考えています。 県では、「県・市町村・県民・企業・NPOなど多様な複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて取り組むことによって目的を達成する」という趣旨で「協働を進める」という表現を使用しており、ご指摘の「共創」の考え方を含めています。 ・ 施策 1 県民の総力を結集できる行政の推進 取組みの方向 3 項目め 「県民・企業・NPOなど多様な担い手と幅広い協働を進めることにより、それぞれが有する資源を活かし、自立した対等な立場で相互に協力して、地域課題の解決や地域づくりに成果を発揮できるよう取り組みます。」				
審 14【全般】 「県が実施する人材育成研修の受講企業数」がなぜ 687 社から 800 社なのかといった成果参考指標の説明について、目標値の設定の根拠がわかりにくいものがあるので、わかるものは示してもらいたい。	ご指摘を踏まえ、目標値設定の考え方等について、全体的にわかりやすくなるように修正を行いました。 例としまして、ご指摘のありました施策Ⅰ－5－2「人材の育成・定着」の「成果参考指標と目標値」の「県が実施する人材育成研修の受講企業数」の説明について、わかりやすくなるように改めました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>「成果参考指標と目標値」 ③県が実施する研修に参加する企業数です。800 社が受講することを目指します。</td><td>③県が実施する研修に参加する企業数です。<u>これまでの事業実績と今後の取組みの推進を踏まえ、毎年度 20 社程度の増加により、県内企業の 2.5%の現在の受講状況を平成 31 年度までに 3 %まで引き上げることを見込み、平成 31 年度に 800 社を目指します。</u></td></tr></table>	変更前	変更後	「成果参考指標と目標値」 ③県が実施する研修に参加する企業数です。800 社が受講することを目指します。	③県が実施する研修に参加する企業数です。 <u>これまでの事業実績と今後の取組みの推進を踏まえ、毎年度 20 社程度の増加により、県内企業の 2.5%の現在の受講状況を平成 31 年度までに 3 %まで引き上げることを見込み、平成 31 年度に 800 社を目指します。</u>
変更前	変更後				
「成果参考指標と目標値」 ③県が実施する研修に参加する企業数です。800 社が受講することを目指します。	③県が実施する研修に参加する企業数です。 <u>これまでの事業実績と今後の取組みの推進を踏まえ、毎年度 20 社程度の増加により、県内企業の 2.5%の現在の受講状況を平成 31 年度までに 3 %まで引き上げることを見込み、平成 31 年度に 800 社を目指します。</u>				